

柳川市監査委員告示第3号

住民監査請求に係る勧告に基づき柳川市長が講じた措置の公表  
(柳川市長の旅費等の支出に関するもの)

平成21年5月12日付けで市長に対し勧告を行ったことについて、別紙のとおり通知がありましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき公表する。

平成21年6月16日

柳川市監査委員 松 藤 博 明  
柳川市監査委員 藤 丸 富 男

21柳人秘第325号  
平成21年6月10日

柳川市監査委員 松 藤 博 明 様  
柳川市監査委員 藤 丸 富 男 様

柳川市長 金 子 健 次

住民監査請求の監査結果に基づく勧告に係る措置について（通知）

平成21年5月12日付21柳監査第18号による勧告について、地方自治法第242条第9項の規定により、下記のとおり必要な措置を講じましたので通知します。

記

1. 措 置 事 項

前柳川市長石田宝蔵氏に対し、平成21年5月28日付で別紙のとおり旅費等の返還請求を行いました。

21柳人秘第257号  
平成21年5月28日

石田宝藏様

柳川市長 金子健次

住民監査請求に伴う旅費等の返還について（通知）

このことにつきまして、平成21年5月12日付で柳川市監査委員から、別紙のとおり貴殿に対する旅費等の返還勧告がありましたので、これに基づき下記の金額について返還の請求をします。

記

○返還請求金額           6,622円

（内訳） ・旅費雑費           1,500円  
          ・高速道路通行料       1,550円  
          ・公用車燃料費       3,572円

○返還期限               平成21年6月30日